

# 令和2年第2回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第2回定例会
2	開会	令和2年 6月17日
3	閉会	令和2年 6月17日
4	会期	1日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	出席10名 欠席 0名
6	議案件数	20件 (うち議員提出4件)
7	議決の状況	(1)原案可決 13件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 1件 (4)報告済 2件 (4)採 択 3件
8	法第99条の意見書	3件
9	その他	傍聴者 17日 9名
10	会議録の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和2年6月17日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

9番	川 幡 宗 宏	1番	内 田 恵 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教育長	小笠原 正 和
農業委員会長	山 下 義 昭	監査委員	角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総務課長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住民課長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保健福祉課長	佐 藤 由 美子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都市整備課長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり



- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました令和2年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は10名でございます。  
本定例会においては新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用を許可いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。  
9番 川幡 宗宏議員、1番 内田 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に、議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。  
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 令和2年第2回議会定例会の運営について、去る6月10日に議長出席のもとに、議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは、令和2年度各会計補正予算4件、条例関係9件、人事案件1件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6月17日から6月18日までの2日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月17日から6月18日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって、本定例会は6月17日から6月18日までの2日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は御手元に配付したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。  
本件につきましては、令和元年第3回議会臨時会において、議員全

員の派遣を議決して実施したものであります。これにより南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

それでは、令和元年10月から本年2月までに行われました議会報告懇談会の結果を御報告いたします。南幌町議会報告懇談会実施報告。令和元年第3回南幌町議会臨時会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。1実施日程、令和元年10月17日から令和2年2月23日までであります。2実施内容、日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、2会場に出向き2日間開催した。前回開催した報告会での意見等の対応報告を行い、加えて、新たに町内6団体とも意見交換を行った。3結果、2会場には12人、6団体からは123人の町民の皆さんの参加をいただき、会場では活発な意見交換を行った。2会場では、参加者にアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告いたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、4件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育状況について御報告します。本年は、積雪が少なかったことから圃場の乾燥が進み、農作業は平年より早く始まり順調に行われています。5月下旬から気温は高めに推移し、作物は順調に生育しています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月15日現在の作物状況調査によりますと、水稻は、5月中旬に田植えが始まり、例年より早く作業を終えたところです。移植後は一部低温の影響を受けましたが、生育は平年並みに推移しています。秋まき小麦は、雪腐病の発生は平年よりやや少ない傾向で、圃場間で差があるものの、茎数が多く、生育は平年並みに進んでいます。大豆も、平年より早い播種作業となっています。キャベツなどの野菜については、早い作型で一部遅れが見られるものの、定植は計画どおり行われ、おおむね平年並みとなっています。以上のように、春先から天候に恵まれ、作物の生育も順調に推移していることから、今後も穏やかな天候が続き、無事に出来秋を迎えられるよう関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る寄付について、御報告します。新型コロナウイルス感染症対策として、本町に対し多くの寄付をいただきました。株式会社南幌ソーイング様より布製マスク3,100枚、南幌町建設業協会様より防護服100着、町内匿名の方よ

りマスク1,000枚、合同会社tomo(とも)様より小中学校用に手指消毒ジェル20本、栗山町 鳥山電気工事株式会社様より小中学校用に空気清浄機35台、栗山町 有限会社北都様よりマスク5,000枚、岩見沢市 玉田産業株式会社様よりマスク10,000枚及び消毒液75リットル。札幌市 株式会社アリヤス設計コンサルタント様より次亜塩素酸水4リットル、札幌市 王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社様よりマスク2,000枚の寄付が寄せられました。緊急事態宣言は全国で解除されましたが、引き続き感染症予防の取組は必要であり、御寄附いただきました物資は、町民への配布や公共施設などにおいて有効活用させていただきます。この度の御寄附に対し、深く感謝申し上げます。

次に、特別定額給付金の支給状況について、御報告します。国の新型コロナウイルス感染症対策として、国民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金につきましては、本町における4月27日の基準日現在における対象者は3,474世帯、7,469名で、5月1日より電子申請による受付、5月13日より郵送申請による受付を行っています。6月15日現在の受付件数は3,382件で申請率は97.4%、支給件数は3,335件で支給率は96.7%、支給総額は7億2,200万円となっています。なお、申請の締切日は8月13日となります。

最後に、町立病院の診療体制について、御報告します。国が進める「地域医療構想」並びに現在の病床稼働率等を踏まえ、本年8月より、病床数を80床から60床に削減、あわせて療養病床を廃止し、急性期から回復期へ機能転換を図り、全て一般病棟化することで診療体制の効率化と収益性の確保を目指してまいります。なお、一般病棟化への転換に伴い、7月から総合内科医師1名を増員し、医師4名体制の下、訪問診療や当直、救急患者受け入れなど、診療体制の充実を図ってまいります。また、診療体制の充実を機に、今後は、更に収益性の高い「地域包括ケア病棟」の導入を目指してまいります。いずれにいたしましても、病院経営は厳しい状況が続いていますが、経営の早期安定化を図り、町民が安心して医療を受け暮らし続けられるよう、地域医療の役割を果たしてまいります。

以上、一般行政報告とします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は2名でございます。順番に発言を許します。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3番 熊木 恵子です。2問質問いたします。

最初に教育長に質問いたします。子どもたちの学びと心身のケア対策は、新型コロナウイルス感染症により北海道から緊急事態宣言が出され、3月より一斉休校、外出制限や公共施設の閉鎖など、児童生徒

にとっては大変な状況になりました。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期の3カ月もの休校は、子どもにははかり知れない影響を与えています。5月18日から分散登校、6月1日から学校が再開され、先日の全員協議会で子どもたちは大変元気に登校していると教育長から報告を受けました。本町では、教員による家庭訪問の実施や図書宅配、第4回臨時会で可決された児童生徒読書応援図書カード配布事業など、子どもを見守る体制を整える努力がされています。学校再開にあたり、長期に授業がなかったことは、子どもの学習に相当の遅れと学力の格差を広げたのではないのでしょうか。そこで、次の5点について伺います。

1、子ども一人ひとりの生活学習の実態をどのように把握し、実態に即した柔軟な教育が求められていると思いますが、どのような検討がされているのか。

2、学校運営での感染症対策について、身体的距離の確保は本町の学校現場で全クラスでの実施は可能か。また、マスクや消毒、清掃、健康チェックなどに必要な用品は十分確保されているか。

3、学習面での格差が生じないような工夫が求められるが、対策はとられているか。また、子どもや保護者の相談に応じられるよう、スクールカウンセラーの増員など心身のケアにも対応することが必要と思うが、その対策は。

4、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭環境が厳しくなっている状況も考えられるが、就学援助の申請対象を速やかに受け付ける措置が行われているか。また、収入が激減した家庭の子どもたちに対する給食費の補助や支援の考えは。

5、今後も長期間にわたって感染症対策が求められるもとの、安全な環境を整え、子どもたち一人ひとりが伸びやかに生活できるよう、町の支援対策が必要と考えるが、その対策は。また、教職員への感染拡大を防ぐためにも、教職員が健康に勤務できる環境を整えることが必要と思うが、どのような対策を考えているか伺います。

教育長

「子どもたちの学びと心身のケア対策は」の御質問にお答えします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、過去に例のない長期的な学校の臨時休業を余儀なくされました。引き続き予断を許さない状況にありますので、今後も感染症対策を講じながら、児童生徒の学びを確保していくことが重要と考えます。1点目のご質問については、臨時休業期間中において、児童生徒の様子を直接確認する必要があることから、家庭学習や健康観察シートを配布し、定期的な分散登校を行うとともに、5月11日から15日までの期間に学級担任による家庭訪問を実施し、生活状況や学習実態の把握を行ったところです。

2点目の御質問については、文部科学省で作成した「学校の新しい生活様式」において、地域の感染レベルの状況に応じて、教室内での身体的距離が示され、現状では、一人ひとりの身体的距離を十分に確保しています。また、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な衛生



用品は確保しており、更に、町内外から寄贈もいただいていることから、現在のところ不足する状況にありません。

3点目の御質問については、1点目の御質問と関連しますが、学習面の遅れの対策として、夏季休業期間の短縮や、学習支援員の追加配置の検討、公設学習塾との連携による授業の振り返り学習が行えるよう準備を進めています。また、学級担任や養護教諭を中心に、きめ細かな健康観察を行うとともに、スクールカウンセラーとの連携による、児童生徒や保護者の相談対応など、心身のケア対策を実施してまいります。

4点目の御質問については、就学援助は年度途中での申請も可能であることから、既に、保護者に文書を配布し、申請を促すなど、給食費を含めた速やかな就学支援に取り組んでいます。

5点目の御質問については、学校再開後における感染症対策を徹底した上で、社会教育における各種事業や学童保育との連携を図り、児童生徒が伸びやかに生活できるよう支援してまいります。また、教職員の朝の検温やマスクの着用、職員室の定期的な換気の徹底などにより、安心して勤務できる環境に取り組んでいます。

3番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

再質問を行います。今、教育長のほうから5点にわたって答弁いただきました。その中で、やっぱり質問に沿った答弁というか、一人ひとりの子どもたちの状況を把握するということが、いろいろ今出されました。それはすごく共感できるものです。本当に子どもたちにとっては、それまで当たり前だった日常が崩れてしまった影響、これからどんな形であられるのかということが、本当にはかり知れないと危惧しています。学校に行くのが辛いと感じる子どもも出てくるのではないかなと思います。少しずつ日常を取り戻せるよう社会全体で支えていく必要があるのではないかと、まず思います。私も町を歩いて、子どもたちがランドセルを背負って帰ってくる時に、2、3人で連れ立って話をしながら登下校を見ていると、ようやく日常が戻りつつあるのかなと、ほっと胸をなでおろしながらも、またこれが2波、3波と続いて、いろんな形になったときに、どういうふうになってくるのかなということですごく心配をしています。本町は、私が最初に述べたように、教職員による家庭訪問とか、そういうのがなかなか近隣ではされていない中でも、積極的に取り組んだということでは本当に評価できるものです。先日の全員協議会の中でも、アンケートとかを取りながら、その家庭の状況というものを今把握しているということで、それも伺えたことはすごくよかったなと思っています。ですから、その実態に即した形で、これからいろいろ、いろんな面で細かく検討していくということが本当に求められていて、今、それに着手しているということは十分評価もできます。こういう中で、本当にコロナが突然襲ってきて、新1年生、特に新しく学校に入る1年生にとっては、全く校門をくぐる前に、もう閉ざされてしまったということで、

喜びを思っていたのが、すごく大きな失望に変わってしまったのではないかなと思います。また、卒業とか、進級でクラスが変わるとか、担任も変わるとかという中でも、やっぱり子どもたちはいろんな形で受けとめながらも、いろんな思いを抱いていたのだらうかなと思います。今、インターネットによるオンライン授業とか、いろんな形で今回もこの予算にも組み込まれていますけども、そういうこともいろいろ実施されてはいくんですけども、やっぱり、私は教育というのは、やっぱり人間関係の中で個と個が本当に切磋琢磨しながら、そして言葉を交わしながらということが基本だと思っています。ですから、オンラインとかそこだけに頼るのではなくて、やっぱり早く日常を取り戻しながら、元気に子どもが安心して通える、学校生活を送れる、そして、今はいろいろ聞くところによると、もちろんマスクでの登校ですし、大きな声で話してはいけない、歌ってはいけないとか、給食が再開されても、給食のときは無言でというか、できるだけ話をしないということが、テレビとかでも映されていて、すごく寂しいかなと思います。でも、感染を防ぐという意味ではやむを得ないのかなと思いつつも、そういう中でもいろいろ配慮する学校関係者、教育機関の中で、教師とかいろいろ養護教員とかいろんな形で、今までとは全く違った形でのご苦勞をされているということは本当に思います。そういう中でどうしたら、子どもの心のケアにも向き合っていけるのかということ、真剣に取り組むということがまず大事だと思います。

先ほど1番目の質問に対して、分散登校とかをしながら、あと家庭訪問を実施してということで、今、実態調査を行ったということが出されました。繰り返しですけども、家庭訪問とか分散登校も、いろいろこうデータとかを見ますと、本町は、やっぱり一番被害というか、そういう形で影響を受けたであろう学年を4回にするとか、そういう形での配慮は、子どもにとっても保護者にとってもありがたいことだったのではないかなと思います。2つ目の質問で、マスクとか消毒液、それが今のところ不足する状況にはないということでしたけれども、今までそんなに清掃とかに手を煩わせなかったことが、今は全てのところを拭いたり、そういうことがいろいろということがあるので、そういう意味では臨時職員というか、そういうようなことを考えていくべきではないかなと思うんですけども、その辺は先ほどの3点目、4点目のところの質問ともかぶるんですけども、それを新たに考えているということがあるのかどうか、それを伺います。

また、身体的距離のことで、先ほど問題はないというか確保されているということですけども、本町では小学校は、小人数というか、多くない人数で推移していると思うんですけども、中学校に関しても十分な身体的距離がとれるような状況になっているのか、そこをちょっと再度伺います。

全国的には6月1日から学校が再開されて、最初は分散登校とかで20人ぐらいという形でやっていたのが、もうそれが一斉に今までど

おりの形になりましたよね。そうなってくると、やはり十分な距離は取れるという状況にはないのではないかなと思うんですよね。そういう中でどういう工夫がされているのか、そこで、先ほど中学校のことをちょっと伺います。

また、少人数学級というのは、以前からずっとこれは教職員も求めていましたし、保護者の中からもそういう声がたくさんありました。ですから、最終的には20人学級とか25人学級とか、そういう形になっていくのがきめ細かい教育を進めるという意味では良いと思うんですけれども、その点について、文科省の規定とか、それから道教委の方針とかもあるんですけれども、本町としては、教育長としては、それについてはどのようにお考えか、それちょっと1点伺っておきたいと思えます。

学習面での格差は、今すぐは出ていないかもしれないけれども、そのアンケートとかを取られている中で、家庭にそういう問題とかいろいろできる機能があるご家庭と、全くそういうことがないご家庭というのが、先日の全員協議会の中でもちょっと報告されていました。それで、全ての子どもが同じスタートラインに立って教育を受けるというところでは、やっぱり格差があってはならないと思うんですけれども、そういう意味で、それをどのように解消していくのか、それを伺います。

あと、心身のケア、学習面のケアについても、先ほどスクールカウンセラーとかも検討していくということでしたので、そこはぜひ、子どもの心とか、保護者のいろいろな相談ごとに真摯に向き合って、そこを早急にしてほしいなと思えます。それについても、もし再度答えられればお願いいたします。

あと、就学援助については、先ほど年度途中でも申請が可能であるということで、既に文書を配布したということでした。給食費も含めた支援というところで、取り組んでいますということでしたが、要保護、準要保護世帯については、全国いろいろの自治体の中で、やはり休業期間に学校給食を、本来ならば学校で摂れていたのが、休みになって摂られないと、その家庭も経済的に逼迫しているという中では、やっぱりそこに対する補助を行うと、それを実施しているという自治体があります。例えば、就学援助の対象者に、市がお米10キロを配布している。それは福島県の郡山市などでもありますし、あと、食事券というか、いろいろそういうものも出しているところもあります。就学援助について、要保護児童生徒援助費補助金、学校給食費の取り扱いについてということで、5月19日に文部科学省初等中等教育局健康教育食育課から、各自治体に通達が出されています。そういう中で、各自治体で取り組みをするようにということで促しているんですけれども、そういう中で、事務連絡の添付資料の中に、先ほど申しましたお米の配布だとか、就職支援金を実施しているところもあるということが示されていました。臨時休校を受けて、ネグレクトとか生活困

窮の家庭に対しての支援ということが、すごく必要になってくるのではないかということがあるので、この辺の通達を受けとめて、本町ではどのように、先ほどは支援していくということだったんですけれども、その具体的な支援について伺いたいと思います。

5番目なんですけれども、長期間にわたって感染症対策が求められていくということが予想されるんですけれども、先ほど、教職員の通勤とか教育環境をどのように利用していくのかという質問の中では、社会教育における各種事業などを、学童保育などと連携を図り児童生徒が伸びやかに生活できるよう支援していくと。また、教職員の朝の検温やマスクの着用、職員室の定期的な換気の徹底を図るということでしたけれども、やはり教職員の大きな負担というのがこれから考えられると思うんですけれども、それに対して配慮しなければ、やはりコロナ禍で教職員も倒れてしまうことがあってはならないと思います。そういう意味で、先ほど1番、2番でも述べたんですけれども、臨時の清掃員とか事務員などの配置、その辺を検討するということでしたけれども、具体的にどのように検討されているのかを伺います。以上です。

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

教育長。

まず、本町では、この新型コロナの関係で子どもたちは本当に大変辛い中で自宅での在宅、そして学校再開後も元気で通っていることを、先ほどお話あったようになっておりますけれども、本町の学校での清掃の関係をまずお答えをしたいと思いますけれども、清掃については、基本的に子どもたちは教室の掃き掃除だけとなっております、ほかの部分、子どもたちがよく手を触れる場所ですとか、トイレ、あるいは手すり等については、全て学校の職員で毎日行っている状況です。そこで、最後の質問とも関連しますけれども、今の体制については、先生方も授業が終わって、翌日の学校の準備等もございまして、業務はかなり多忙になっております。そうした中で、今後検討する学習支援員、あるいはスクールサポートスタッフ、これが国の二次予算の中で出ておりますので、その辺を本町として活用できるかどうかも含めて、教育委員会内部で協議をさせていただいて、良い方向に持っていきたいと考えているところでございます。

それから、少人数学級の関係でございまして、本町においては、最大で小学校で1学級25人、中学校で30人程度の学級規模となっております。それで、この間隔と申しますか、子どもたちの今回の感染症にかかわる形で、文科省のほうからは衛生管理マニュアルが示されております。その衛生管理マニュアルの学校の行動基準というのがございまして、まず地域の感染レベルはレベル1からレベル3まであります。本町においては、現在レベル1という一番低いランクの状況に位置付けされております。したがって、レベル1での身体的距離の確保という面では、1メートルを目安として確保してくださいという指示でございまして、また、感染リスクの高い教科の活動や部活動、

あるいは学校給食については、十分な感染対策を行った上で実施してもいいですよという基準になっております。こういったことから、大きな制約のない中で、小中学校ともにそれぞれのクラスの中で授業を行っている。また、先ほどお話ありましたが、例えば、音楽の時間で大きな声を出すなどということもございますけれども、マスクもした中で廊下の窓を開けて換気を良くしながら、歌を歌うといったことまでできるようになってきている状況です。そして、少人数学級の考えにつきましては、本町については夕張太小学校とみどり野小学校、南幌小学校の3校が統合をされた時点から、少人数学級に取り組むということですので、この形については引き続き行っていく。また、学級人数がふえた学年については当然、町単費の中で教職員を充てるという形で進めていきたいと考えております。

また、先ほどの心身のケアの関係でございましたけれども、現在、スクールカウンセラーについては、週2回中学校に来て、相談を受けている現状です。また、小学校から要請があれば、中学校と時間調整をしていただいて相談を受ける体制と現在はなっています。また、状況によっては相談回数もふやすことも可能であるということとして、カウンセラーを導入するというのではなくて、今の体制の中で進めていきたいということです。

次に、就学援助の関係でございます。特に給食費の支援の関係でございますけれども、現在本町においては、主食である米、小麦等については、全額町で負担をしている施策を行っているところでございます。保護者、各家庭については副食のみとなっております。それで、実際に分散登校が5月の数日間ありました。ただ、これについては、あくまでも給食については、各家庭で負担をしていた。逆に夏休み期間、今までですと夏休みは給食がなかったわけですが、今度は夏休みはおおむね10日程度、今足りない時数の分を確保するために授業を行う予定をしております。そこについては、給食を出す形をとるようにしておりますので、家庭の負担をなるべく少なくしていきたいと考えているところでございます。そのようなところでございます。

3番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

御答弁いただきありがとうございます。少人数学級については、本町は今25人から30人ということで実施されているということでした。中学校における距離とかは、今はレベル1ということでクリアしているということなんですね。それは理解しました。

あと、学習の遅れということに対して、いろんな形で行われていると思うんですけれども、スクールカウンセラーについて今現在は中学校でということで、小学校からの要望があればやっていくということなんですけれども、今現在、アンケートとかを取って、それから実際に6月1日からもう2週間になりますけれども、そういう中で保護者の方からはいろいろ相談とかが寄せられているのかどうか、その辺がもし解れば教えてほしいと思います。また、子どもたちの中で、困り

ごとというか、いろんな形での訴えというか、そういうのが学級担任を通じてでもそういうことが行われているのか、それがあれば教えてください。また、コロナによって職を失ったとか、パートに行っていた方が仕事が無くなって、本当に生活が逼迫しているというような形でのとらえ方というか、その辺はどのようにつかまれているのか。実際に本町の小学校や中学校の児童生徒の中で、どれぐらいの家庭がそういう意味では大変なことになっているのか、もしそれがつかめていれば、それも教えてほしいのと、そこに対する補助というか、そういうのを手厚くやっていく必要があると思うんですけども、その就学援助はすぐ今、引き続きやっているということで、申し出とかも現在はもう来ているのかどうか、それについても伺いたいと思います。

子どもの問題は、今は単に学校に通っている保護者とその子どもだけの問題ではなくて、やっぱり全国民、全町民というか、それを支えていく私たちの問題でもあると思うんですね。ですから、町としてというか、私個人もそうですけれども、未来を担う子どもたちを本当に町を挙げて応援しているんだというメッセージを伝えながら、町が温かく見守っているんだということを、やっぱりいろんな形で発信して、子どもたちを本当に守っていくんだというところをしていくべきではないかなと、今もしていると思うんですけども、その辺で教育長に何かお考えがあれば。その中の一つで、図書カードを送ったり、休み期間中も図書の貸し出しを行ったり、届けたりということがあると思うんですね。それによって本当に子どもが今、テレビで結構虐待とかいろんなことが出ているので、そういう中でやっぱり救われた親子は多いと思うんですね。ですから、そういう意味で、保護者に向かって何か発信することが必要ではないかと思うんですけども、それがもしあれば伺いたいと思います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。まず、スクールカウンセラーの関係ですけれども、小学校あるいは中学校の保護者からは、特にこれまでの間で相談等が1件もございません。また、子どもたちにつきましても、家庭訪問、あるいは学校に来てから子どもを、先生方も注意して様子を見ているわけですけれども、その中においても特に訴えもなければ身体的な変化、あるいは精神的な変化はないという報告を受けております。それから、コロナによる失業者等への把握の関係ですけれども、私のほうでは今、町の社会福祉協議会に生活資金小口融資の相談をされている状況を把握しております。その中で、小中学生の児童生徒さんのお子さんがある家庭が確か2世帯、その中に含まれていることを承知しています。就学援助の追加申請を受けていく中で、そのご家庭については、就学援助を受けている家庭もほかにありますが、受けていない家庭が2世帯あるわけですけれども、受けていない家庭については、今後追加申請の中で申請が来なかった場合は、こちらのほうからお話をさせていただいて、少しでも就学援助の目的

に沿うような形を進めていきたいなというふうに考えております。

それから、最後にその考え方というか、それについてですけども、子どもたち、今回の新型コロナウイルスの感染症に対して、健康で安全な生活を過ごすために知識や態度を得ることができたのかなというふうに思っております。そして、友だちや家族、あるいはその大切さ、学ぶことの大切さなどについても気がついてくれたのではないかなと思うところです。これまでかつてない緊急事態宣言というものにも動揺しながらも、一生懸命学校に登校して進んでいこうといた姿に対しては、教育委員会といたしましてもできる限りの手立てを講じてまいりたいと考えております。

熊木議員

2問目に移ります。

町長に伺います。防災体制の見直しについて。新型コロナウイルス感染症が収束されない中で、私たちの暮らしに関わる問題は大きく見直しが必要となっています。災害から町民の安心・安全を守るため南幌町地域防災計画を策定していますが、避難所のあり方や人と人との接触、備蓄用品の点検、見直しなどが必要となってきます。

本町は、海、山が身近に無く、地震や豪雨等の災害が想定されることから、災害に備え新しい社会のあり方を探求する必要があると思います。

そこで、次の4点について伺います。

1、現在の南幌町地域防災計画では、小中学校の体育館、改善センターなどが主要な避難場所となっていますが、人口が密集することから新たな感染クラスターになる危険性があります。それら避難所の安全性をどのように確保するのか。また、防災計画の見直しについてどのような対策を練っているのか。

2、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦へのサポートをどのようにしていくのか。

3、避難所での簡易ベッド、パーティションパネル、敷物、マスク、消毒剤、食料、水の備蓄など今までの備えでは不足するものをどのように確保するのか。

4、2年に1回の防災訓練が本年実施される予定となっているが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で当初の計画どおり開催できるのか。

町長

防災体制の見直しについて、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、北海道より避難所における感染症対策として、人を分散させるため可能な限り多くの避難所を開設、親戚や友人宅等への避難検討、避難者等の健康管理、手洗い・咳エチケット・三密を避けるなどの衛生管理、十分な換気とスペースの確保などの対策が示されたことから、本町においても同様の対策を講じるべく、避難所運営マニュアルを改正し、安全性の確保に努めてまいります。

2点目の御質問については、家族単位での換気機能を有する部屋への優先収容や状況に応じた福祉避難所への案内、保健師による巡回な

どの対応により、高齢者や障がい者、妊産婦など支援が必要な方への配慮を行ってまいります。

3点目の御質問については、避難所の備蓄品は感染症対策備品を含め、災害備蓄品整備計画に基づき整備を進めています。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後さらに感染症対策に係る備蓄品が必要と考えることから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、順次整備を進めてまいります。

4点目の御質問については、本年度の防災訓練は、町民を対象とした防災学習会と、町職員と関係機関が連携した災害対策本部設置・運営訓練を予定しています。新型コロナウイルス感染症の状況から判断すると、現段階では、町民が参加する防災学習会の実施は難しいと考えます。そのことから、広報誌により災害発生時において町民がとるべき行動などについて普及・啓発を行ってまいります。

3番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

再質問いたします。ただいま町長から御答弁をいただきました。その中で、ことしの2月に災害備蓄品一覧表というものが出されています。その中に、かなり詳しくいろいろ出されているんですけども、ここに無いもので今後必要になってくるものというのはいかのように出していて、今検討されているのか、それちょっと1点確認したいと思えます。

また、本当に想定外というか、そういう中だけれども、災害に備えて準備するものは準備しておかなくてはならないということで、私は思うんですけども、いろいろ研修というか、その防災に対する、今までと違った形で職員とかその担当の研修というか、そういうものは行われる予定があるのか。先ほどの防災訓練の中で、町民が参加する防災学習会の実施は難しいということですけども、まず先に職員がこれに対して、どういうふうに、こういう場合はどう動いたらいいのかというあたりを、そういうようなものは町としてやる計画があるのか。また、空知総合振興局とかの大きな機関の中で、そういう研修会が今後されますというような案内というのがあるのかどうか、それちょっと1点伺います。

今、第2次補正のそういう中で、いろいろとパーテーションですとか、簡易ベッドとか、いろんなものが予算化されて購入されると思うんですけども、繰り返しテレビとかでも、いろいろこうなったときに、どういうふうにやったらスピーディーに、安全を守るためにできるというようなのも結構報道とかされていますし、インターネットでもいろいろ出ていますけども、そういう中で必要なものというか、本当にこれを備えれば安心というか、そういうふうなものを見極めというのにも必要になってくると思います。検温の体制だとか、もし避難してきて、その避難場の中でクラスターが発生した場合とか、そういう時に備えて二次感染を防ぐために緊急にいろいろな形の措置をしないとだめだと思うんですけども、その辺の計画がどのように練られている



のか。今やっている最中かとは思いますが、そこがどういう会議体の中で議論されて、どのようにしていくのかということところが、もし具体的に今現在の段階で分かれば伺いたいと思います。

また、公共施設が避難場所になるということですね。ですけども、どういう災害が起こるのかもわからない中で、それは町民を対象にした形で、十分な避難場所を確保できるというふうに考えているのか、それも伺いたいと思います。

防災訓練については、4点目のところで、先ほど実施は難しいということでしたけれども、今までも2年に1回の防災訓練という中で、いろいろ想定した中でグループ協議をしたりということをやってきました。それが、やっぱり何らかの形で町民への喚起を促し、知識としてこういうときにどういう動きをしたらいいのかということをしつづつ身につけている町民が多いと思うんですけども、やっぱりそれを途絶えさせることなく続けていくとことが必要だと思うんですけども、広報誌などによる災害発生時における町民が取るべき行動ということについて、今啓発を行うということだったんですけども、それがやっぱり見てわかりやすい、これを見て自分はどういうふうに動こうと思えるような、そういうわかりやすいものでぜひ啓蒙してほしいと思うんですけども、その辺はお考えがまとまっているのであれば、伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。どんなものが足りないのか、どうなのかというお話ではありますが、ある程度、その備蓄計画に基づいて進めてきております。したがって、今回のコロナでも使えるものもあります。使えないものはというのは、今最初に御説明したとおり、北海道あるいは国からの避難所の関係の新たな対策が出ておりますので、それに密にならないようにということでもありますから、当然そういう仕切り、大きな会場でありますので、そういうことも当然やっていかなければなりませんし、そうすると今の新型コロナ、あるいはインフルエンザもそうですが、体温計を各避難場に全部用意しなくてはならないとかいろいろ出てきて、道からいろいろ今ようやく出てきておりますので、それに基づいて新たな臨時交付金の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、職員の研修はどうなんだと。これは毎年のようにいろんなところで研修がありますので、派遣をしながら毎年のようにやっております。したがって、ことしは町でどこまでできるか、ちょっと今のコロナの関係でわかりませんが、できる限り職員にはそういう避難場の関係もございまして、覚えていただく訓練は必要かと思っております。ただ、収束がある程度見えないとこれはまたできないので、職員がうつたということになっちゃうとまた大変なことになりますので、関係機関とも協力いただければ各担当でもやりますけれども、その辺はまだ情報交換できておりませんので。

それと、避難所の運営もうちには山がないということで、二次災害がないです。そういうところに対して避難所のことについては今、先ほども答弁させていただきましたが、自宅で待機するとか、あるいは友人宅に行くとか、親戚や身内のところに行くとか、そういう手法も出てきておりますので、それらも検討しながら、何でもかんでも避難所へ来なくてはならないのかと、そういう問題ではないのかなというふうに思っておりますので、それらも十分情報を集めながら体制整備をしていきたいなというふうに思っています。どちらにしても今、国と北海道がいろんな支援が毎週のように出ていますので、それが固まり次第、うちとしても手落ちのないように住民の皆さんに負担を不安をきたさないようにいろんなものを想定をしながら、必要なものもお金もかかりますけれども、大事なものはやっぱり用意していかなくてはなりませんので、それらを検討しながら進めていきたいと思っております。

また、町民の方には、そういう機会があるごとに、いろんなことでやっぱり覚えてもらう、頭の中に残っていただくというのが大事かと思っておりますので、避難する場合はどうなるのだとか、災害があったときどうなるのだということも常に啓蒙活動、啓発活動していかなければ、忘れられたら大変でありますので、これは広報等いろんな媒体を使いながら今後、町民の皆さんに伝えていきたいなとそんなふうに思っています。

3番 熊木 恵子議員。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

再々質問を行います。研修については、確かに今、たくさん集まるといことはできない状況なので、それは十分わかります。いろいろ毎年やっているということでしたけれども、私は、ちょっと話がそれますが、南幌町の広報がすごく見やすく、わかりやすいということで、町民にもすごく評判になっているんですけども、やはり職員がこういう研修に行って、例えば防災ではこういうことを学んでというあたりを、何かコラムとか何かそういう特集でもいいですけども、そういう形で載せてもらうことで、そういう形でも役場では頑張っているということがわかんと思うんですよね。やっぱりそういうことも、これから大事になってくるのではないかなと思うので、そこはぜひ検討していただきたいと思います。

また、町長が、先ほどうちは山がないということで二次災害がないのだからということ、こういう防災の質問のときに町長は必ずそうおっしゃるんですけども、確かに山がない海がないというのがあるけれども、二次災害というのは、山とか海とかあるだけではなくて、やっぱりいろんな形での災害が予想されるので、やっぱりそのところそういうふうに言い切るというのはどうなのかなと私は思います。ですから、やっぱりいろんな災害に備えて、万全にやっていくことができます大事になってくると思います。誰でもやっぱりみんな、災害が起きないということを願っていますし、けども、いつどんな形で

災害がやってくるかわからない、予想がつかない、そして近年では自然災害というのが本当に猛威を振ってやってくるので、予想外のことが起きているという状況です。そういうときにも、やっぱり慌てないために一人ひとりがどういうように自分を守るのかということ。本年3月の一般質問の中でもそういう話を質問された議員がいらっしゃいましたけれども、やはり最終的には、自分がどのように命を守るのかとことに尽きると思うんですよね。前にも、一人ひとり自分で守ることと、例えば近くでその町内会単位とか、いろんな形で自主防衛組織とか、いろいろなことが今言われていて、だけどなかなか難しいということもありますけれども、やっぱり日頃から災害とかいろんな事故からどういうふうに通って行くのかということ、小さな単位で話ができるようなというのがすごく必要だと思うんですよね。そういう中に、本町が取り組んでいるいろいろミーティングとか、高齢者を中心にそういうものやったりして、それも一つなんだと思うんです。ですから、そういうことを充実させていながら、災害についても、防災計画だからそれをするというだけではなくて、日ごろから、やっぱりそういうようなことを啓蒙しながら、町を挙げて自分の命を守っていかう、そのために隣と手をつないでということがますます必要になってくると思うので、それをぜひ呼びかけていただきたいと思ひます。

あと、避難場所とかハザードマップとかが町民に配られていますし、それを置き忘れないで必ず目に付くところということで、私も以前提案してすぐに作っていただいて、玄関とかに貼っておけるように、何々地域は避難場所がどこですというような形のものを作っていただきました。やっぱりそういうのを1回作ったから、もうそれで終わりではなくて、忘れないようにそういうことをこれからも通けていくとことが大事かと思ひます。1点なんですけれども、ことしは防災訓練がないということで広報でこれからいろいろ周知するんですけれども、やっぱり普段からそういうことの備えをどうするのかということ、何か特集とかそういう中で町民に知らせていく、そこのところを工夫してほしいなと思ひますけれども、それについての考えがあれば伺いたいと思ひます。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答をいたします。私もいろんな首長さんとお話をして、災害の全国の災害のあった首長さん、私もそうですが、せっかちで早く動いたのが一番だめだと。うちに似た山のないところは、ゆっくり自分のところをまず見極めてから行動がとれる。町民の皆さんを作ったほうがいいよと、急ぐことによつて夜なんか動いたら、逆に穴に落ちたとか、車がひっくり返ったとかと、そういう事例がたくさんあるようです。ですので、私はゆっくり皆さんの状況を見極めて、避難できる体制づくりはしていきたいなとそんな思ひをしています。ただ、水害だけはちょっと違ふと思ひます。地震だとか、今

回のコロナもそうですが、その辺の状況をきちっとしていかないと、二次感染、コロナで言えば二次感染、三次感染というのがございますので、それはもう見極めながら、あるいは地震のときも大きな地震ほど大変な事態がどこで起きているかがわからない、それは町で把握してからきちっとしていかないと、みんなが来て殺到して来られたらどこにも避難所があると来られても、全員がうちの公共施設でおさまるか、7、457名が収まると言われると、そうはならないと思う。ですので、まずそういうことの状態も把握しながら、これは職員の訓練も当然していかなくてはなりませんけれども、いろんな団体でそういう訓練がある時には参加させていただいて、マニュアルを作るときの参考にさせていただいております。今後もことはコロナの関係で、この防災訓練が難しいということで当然今思っております。したがって、広報を通じて今、特集とかそういうことの町民周知をしていきたいなとそんなふうに。まだ、コロナがどこで収まるかちょっとわかりませんし、幸いうちのところではまだ出ておりませんが、これが出てくると、またそっちのほうに相当精力をつぎ込まなくてはなりませんので、その辺の状況を見ながら、広報などを活用して町民周知を図ってまいりたいとそんなふうに思っています。

議長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に、2番 佐藤 妙子議員。

町長に1問質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症から高齢者を守るための対策は。この度の新型コロナウイルス感染症拡大で北海道でも緊急事態宣言が発令されました。これまでの自粛生活で、心理的抗うつ傾向が子どもから高齢者まで全世代にみられると言われています。さらに肥満、筋力低下、メンタルヘルスの悪化、免疫力の低下など基礎疾患の悪化が生じる可能性も高まっています。新型コロナウイルス感染症拡大の第3波が警戒される中、長期戦を踏まえたうえでの備えが大事だと考えます。高齢者の重篤率は非常に高く、新型コロナウイルス感染症の健康二次被害として認知症や要介護状態になるリスクもあります。ワクチンの開発は急がれておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大が警戒される中、住民が安心して暮らせるよう、さらなる体制づくりが必要と考えます。

そこで、次の5点について伺います。

① 本町においてこれまで外出自粛に伴う運動不足や社会参加の減少で、健康二次被害が懸念されますが、今後の取り組みと対策は。

② 町のホームページでは新型コロナウイルス感染症に関する大事な多くの情報が掲載されております。このような非常時こそ、ホームページを見ていただくことが大事と考えますが、防災無線放送でのホームページ閲覧の呼びかけなど、より多くの町民が活用できる考えは。

③ 新型コロナウイルス感染症に関する情報が多く錯綜する中、先の見えない不安や身体的不安、経済的不安を抱える高齢者が安心できるよう、庁舎内に新型コロナウイルス相談窓口設置の考えは。

④ この度、国から新型コロナウイルス感染を想定した「新しい生活様式」が公表されましたが、その中で示されたオンラインによる遠隔診療、オンライン帰省、自宅での動画による健康運動などは高齢者にとってハードルが高い内容となっています。町として、この「新しい生活様式」を高齢者にどのように理解いただき進めていくのか。

⑤ 車を持たない高齢者が発熱や咳など新型コロナウイルス感染症の疑いで病院を受診する際に、タクシーや知人の送迎が困難な場合、町としてどのように対策を考えているか。

町 長

新型コロナウイルス感染症から高齢者を守るための対策は、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、介護予防事業は、北海道の緊急事態宣言により休止していましたが、現在は、緊急事態宣言が解除されたことから、国や道の基本方針等に基づき、感染予防対策が整った事業から随時再開しています。今後も高齢者の心身機能の低下を予防するために、感染拡大の状況を判断しながら、現行事業の中で取組を行ってまいります。

2点目の御質問については、新型コロナウイルス感染症の情報提供は、ホームページの他、町広報誌、新聞折り込み、地デジ広報等で行っていることから、防災無線放送でのホームページ閲覧を周知する考えはありません。

3点目の御質問については、高齢者の健康や生活を支える相談は、地域包括支援センターに総合相談窓口を設置し対応していることから、庁舎内に新型コロナウイルス相談窓口を新たに設置する考えはありませんが、各課連携の下、相談体制の充実に努めてまいります。

4点目の御質問については、「新しい生活様式」の中には、オンラインの活用も述べられていますが、実践をお願いする主なものは、日常生活を営む上での感染予防に係る内容であるため、広報誌や各種事業等で周知を行い、高齢者の理解を図ってまいります。

5点目の御質問については、感染症の疑いで医療機関を受診する際は、まん延防止のためにできる限り接触を避けるなどの対応をとる必要があり、受診する医療機関を含め、送迎などが困難な方の移動方法等については、保健所と連携し対応してまいります。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

それでは、1点、1項目ずつ再質問させていただきます。まず1番ですが、今回のコロナウイルスは、高齢者にとって、本当に長い自粛生活によって、体力の衰えや感染拡大を懸念して心理的な不安を抱えて生活している高齢者の方もいらっしゃいます。今後は、高齢者を社会的に孤立させない具体的な支援策が重要になると考えています。本町の健康促進事業も開始されました。これまでとは、今までとは違い、マスクの着用ですとか、距離を取る、またはできるだけ会話を避けるなど、高齢者にとっては本当にストレスを抱えながらの生活をまだ続けなければいけません。今まで外に出て活用していた方が2週間寝たきりになると、7年分の筋肉量が失われると言われております。今回、

保健福祉課で作られた健康体操のDVDですね、広報の裏に書かれていたので、御存じの方も多いたと思いますけれども、それが無料配布をされておりまして。自宅で感染の心配なく、そのような健康促進を図ることができるということは、本当にいいことだなという思いはしておりますけれども、高齢者の中にはそれを映すそのデッキを持ちでない方もいらっしゃるんですね。それで、貸出し用として町でデッキを用意する考えはないでしょうか。2点目、ホームページでございますが、コロナ感染の状況が日々変わります。いち早くお知らせする方法としては、本来であれば情報をすべて防災無線で行うのが良いのですが、それには実際的には無理があります。ホームページでは、本当に広報に掲載されていない内容がたくさん盛り込まれているんですよ。それで、特に高齢者に知ってほしい内容もたくさん掲載されております。しかし、ホームページに載っているということを知らない方も多いように思われます。最近では、高齢者もスマホなどの端末をお持ちの方がふえてまいりました。まず、ホームページを見ていただくことは大事だと思いますので、防災無線でいろいろな放送をした時、その後にも、ぜひホームページで見てくださいと、その一言を言うことで、皆さん見てくださる方がふえると思いますので、ぜひとも防災無線で一声かけていただけたらと思います。3番目のコロナ関係の相談窓口設置ですが、今回のコロナウイルス感染症というのは初めて経験するもので、町民にとっては、本当にいろいろな不安なことをどこに聞いているのかわからないという声がありました。コロナ関係で迷った時や困った時に、迷わず聞ける窓口があることは安心につながると思います。先ほど、あいくるにもあるということなので、安心はしましたが、今回、保健福祉課以外のいろんな相談があると思います。それで、本庁舎にも1カ所必要ではないかなと、そのように思います。4番目の新しい生活様式ですが、これまで高齢者には、健康促進のために、多くの人と会って、食事も会話も多くの人と楽しみましようかと、高齢者の方にはお伝えしてきました。老人会やひだまりサロンなどの多くの集まりで、皆さんは楽しまれたと思います。しかし、突然このコロナ感染を控えるために、全く違う生活様式に変えていくことをお勧めします、ということをお伝えしました。突然そのように高齢者に言われても、すぐに切りかえることは、とても精神的な負担が大きいと感じております。確かに、そのオンラインを利用しているオンライン診療、買い物、離れた子どもや孫と逢えるのは、そのようなツールというのは確かに便利ではありますが、しましようといったら、高齢者がすぐできるものではないと思っておりますので、今後高齢者対象の様々な事業などで講習会を開いていただき、そこでオンラインの普及を図っていただけたらと思います。それと、特に今後また感染が発生した時に病院に入院している患者の方は面会ができなくなります。その時、町立病院内での家族とのオンライン面会の考えはいかがでしょうか。5番目の、病院受診などへの、車を持たない高

齢者への送迎の考え方ですが、御答弁では、保健所に行く前に保健所と連携して対応していただくという答弁でした。その前の段階の、病院を受診するときの考え方なんですが、南幌町の町立病院のホームページには、新型コロナウイルス感染症について、相談、受診の目安として、重症化しやすい方、発熱、咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、高齢者の方はご相談してくださいとありました。しかし、各都道府県の帰国者接触者相談センターのホームページでは、公共交通機関での利用は避けてくださいと書かれております。自家用車で連れていける家族がいれば、自家用車で行くことは可能ですけれども、家族がいる方ばかりではありませんし、だからといって37.5度以上を超える発熱をしている方に自家用車で運転をして行かせることも危険だと思います。どうやって検査を受けに行ったらいいのか、本当に疑問を感じました。送迎でお困りの方には、ぜひ相談してください。その告知が何かの形の形であれば、住民の方も安心できると思いますので、そここのところも考えていただきたいと思います。また、今後コロナ感染疑いの患者を送迎しなければいけないケースが出てくるとも想定に入れて、体制は、今後整えておくべきではないかなと思っております。大切な町民の生命を守っていただくために、しっかりと感染防止を行っていただける送迎業者への財政支援も必要ではないかと考えますが、その5点お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再質問)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えします。DVDデッキも当然必要な部分かと思いますが、これを導入して貸し出すとしたら、全町民を対象にとなれば、台数がなんぼあっても足りないです。各集落センターだとか、コミュニティーセンターとか、そういうところであればテレビや何かあるでしょうから、そういう部分も検討して、どのぐらいが必要なのかと、できるものかできないものか個人で皆さんが欲しいと言われても、なかなかこれは難しい状況かと思っております。そういうことで、町のやっている事業に参加していただければ、そういう部分がだいぶ解消されると思っておりますので、今予防を張りながらだいぶ保健福祉課で事業を展開しております。また、地域のカフェサロン等も再開の話聞いておりますので、それらを活用していただければと思っております。

それから、防災無線はあくまでも防災無線で緊急時に使うものですから、毎度コロナでという話にはちょっとこれはなじまない、防災無線にはなじまないと思っております。それより、地デジ放送見ただければ瞬時に入っておりますので、そっちのほうの利用を促していったほうが早いのかなというふうに思っております。

それから、相談窓口ということですが、先ほど答弁させていただいたとおり、総合相談窓口をあいくるに持っていますのでそれで十分だと思います。各連絡がきた部分は、そちらのほうにも回すことは可能でありますので、そういう体制をとって今進めて、今数件ご案内あつ

でも、そちらのほうに回して対応策をお互い取り合っているところでもありますから、今のままで十分対応できるのではないだろうかなど。それから、各課に情報が入っても、そこと連絡をしながら今進めておりますので、二つ作るということは非常に後でまた面倒なことになりますので、あくまでも一つが私はいいいのではないかなというふうに思っております。

オンラインもなかなか難しい問題があって、できる人とできない人がありますから、これは非常に検討する余地は当然あるのでしょうかけども、そこよりまず、今できることを先にやると。いろんな事業展開が始まりましたので、そこにまず出向いてもらうというのが一番で、そういう促し方を町民のお年寄りの皆さんにしていくのが一番かなというふうに思っていますし、お年寄りが集まる場所でもまた、そういうお話ができるような形もとっていきいたいなというふうに思っています。

それから、勘違いしないでください。このコロナ対策は二次感染、三次感染が一番恐ろしいです。そういう疑いがあるのは、あくまでも保健所と相談して、町単独でやって出たら大変なことになりますので、車であろうが何であろうが、あくまでもそういう疑いのあるのは相談してくださいということで、毎回テレビや新聞にも出ていますけれども、うちも同じです。うちも指定病院ではありません。だから、疑いがあればまず症状を電話でも何でもいいですから連絡をしてもらって、本当にどうなのかこうなのか。例えば救急車でも同じです。隊員が何も感じないで行って、それがたまたまその人がコロナ持っていたら、そこへ皆さんつながって、帰ってきたら消防署員全員にまた被害を受けるというそういう恐ろしさもあります。それから病院も同じです。普通の風邪だとかそういうので連れてこられても、実際はコロナだったらみんなに感染する可能性が非常にあります。ですから、保健所へ連絡して最善の策を作るのが、私は感染防止の一番大事ではないかなと。思いはわかりますけれども、これは見えない敵と闘っています、ですので、慎重には慎重をきたしていかないと二次災害、三次災害になっちゃうと町が大変なことになりますので、もし疑いのある方はまず連絡をいただくと。それでどう対応するかというのは、考えていかなければならない事案だと思っております。

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。先ほどのDVDのデッキなんですけれども、高齢者全員というお話ではなくて、せめて2、3台、町にあれば借りたいという人のために貸すことができるのではないかなという、そういう考えで質問させていただきました。今回の高齢者のコロナ対策なんですけれども、本当にどの報道を見ても、高齢者が一番感染しておりますし、高齢者が一番死亡率が高いわけでございます。南幌町でも、65歳以上の方が2,300人以上いるわけですね。本当に今のところ、その医療、介護の皆さんには本当に努力をいただいて、

議長  
佐藤議員  
(再々質問)



一人も感染することもなく、拡大することもなく南幌町はいつていますが今、やはりこれからのことを考えると、この2, 300人以上の方の高齢者の命をしっかりと守っていかなくてはいけないのではないのかなという、そういう思いで今回質問させていただきました。

先日、新型コロナ対策を柱とする第2次補正予算が可決、成立いたしました。本町でも、経済対策とか観光事業とか子育て教育施策、感染対策をしっかりと考えていただいております。しかしですね、特に重症化や死亡率が高い高齢者を対象とした感染対策の支援が少なく、本当に残念に思っております。マスクや消毒液の確保で、高齢者が何時間もお店に並んだというお話をお聞きしております。通常より値段が高くて、やはり感染予防のためには買わなければなりません。本当に年金だけで暮らしていらっしゃるご高齢の方であれば、なおさら家計にも大きな打撃になると、そのように思います。せめて、消毒液やせっけん、マスクなどを購入できる商品券を配布できるような取り組みを、町でもするべきではないのかなと、そのように考えるところではございますが、町長の考えをお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤委員の再々質問にお答えをいたします。いろいろお年寄りが行動しながら、私どももいかにお年寄りが今後担いでやっていくかということで、今、対策を立てながら、先ほど申し上げたように、動ける事業を順次再開をしています。その中で、この感染要望等々もお話もさせていただいて、いるし、これからもそういう対策を取りながら、お年寄りがしっかりこのコロナに立ち向かっていただきたいなというふうに思っております。それから、マスク等の配布、商品券というお話もありましたけれども、75歳以上に1世帯10枚、6月1日にお送りをさせていただきました。それらを含めていますと、まだまだこの関連対策も含めて、優先順位の高い、やらなければならない事業がたくさんあります。まだどのぐらいうちの町に2次補正が来るのかも何にもわかっておりません。ですので、優先順位を考えながら、町民に対して少しでもコロナに負けない、そんなことで、事業が展開していきたいなと思っておりますので。いろいろ検討もさせていただきますが、そういう優先順位があるということでご理解いただければと思います。それから、DVDのデッキについては、台数は少ないというのはわかるんですが、一度に来られたら二、三台でまわるわけですし、あまりそれでどうのこうのと言われたくないし、だから、先ほど申し上げた、いろんな集会できる場所で、もしあればそういうところにお貸しできるのがいいのかなというふうに思っています。どちらにしても、大事なお年寄りには元気でいていただきたいので、そういう面のできる対策については、今後もやってまいりたいなと思っております。

議 長

以上で一般質問を終結いたします。

場内時計で、11時15分まで休憩をいたしたいと思っております。

(午前11時 分)

(午前11時15分)

議 長

休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程5 議案第42号から、日程8 議案第45号までの4議案について、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程5 議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第43号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第4号)

●日程7 議案第44号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)

●日程8 議案第45号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上、4議案を一括して議案といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長

町 長

ただいま上程をいただきました議案第42号から議案第45号の4議案につきまして、提案理由を申し上げます。

始めに、議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第43号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として実施する地域経済や住民生活支援関連事業及び学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費、幌向運河河道掘削工事費等の追加、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金、南幌工業団地工業用地売却収入等の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,450万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ80億3,758万4,000円とするものです。

次に、議案第44号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、臨時診察室開設及び隔離病棟整備等に係る経費の追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、収益的支出では、既定予算に332万9,000円を追加し、6億9,489万6,000円とし、資本的収支では、既定予算に774万2,000円を追加し、1億1,823万7,000円とするものです。

次に、議案第45号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、過年度保険料還付金の追加、歳入では、低所得者保険料軽減基準割合の改正に伴う、介護保険料の減額並びに一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億29万9,0

00円とするものです。

議案第42号及び議案第45号につきましては保健福祉課長が、議案第43号につきましては副町長が、議案第44号につきましては、病院事務長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正内容につきましては、所得の少ない方の保険料を軽減するために第1号被保険者保険料の一部を改正するもので、この度の減額賦課については、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い実施するとされていたところ、令和元年度においては、完全実施の2分の1の減額幅で基準を定めていましたので、令和2年度からの完全実施にむけて改正するものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第42号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第2条は、平成30年度から令和2年度までの保険料を定めています。第1項では元号の改正を、第2項から第4項につきましては、所得の少ない方へ別枠公費を投入し軽減を図るもので、第2項では、保険料段階が第1段階の基準額に対する割合を、現行の0.375を0.3にすることで、年額保険料24,300円を19,400円に軽減するものです。第3項では、第2段階の基準額に対する割合を現行の0.625を0.5にすることで、年額保険料40,500円を32,400円に軽減するものです。第4項では、第3段階の基準額に対する割合を現行の0.725を0.7にすることで、年額保険料47,000円を45,400円に軽減するものです。

附則として、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、経過措置の定めです。

以上で 議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

議 長  
副 町 長

副町長。

それでは、議案第43号 令和2年度 南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。14ページをごらんください。

2款総務費1項2目文書広報費、補正額1,100万円の追加です。広報・広聴活動事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、感染終息後における地域活性化を目的に、町内外へ更なる情報を発信するためホームページの更新を行うものです。

8目防災諸費、補正額800万円の追加です。避難所衛生環境確保事業で、災害発生時に避難所を開設する際の新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内における衛生環境確保のための消耗品及び備

品を購入するものです。

3款民生費1項3目老人福祉費、補正額476万円の追加です。

介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額5万2,000円の追加です。児童福祉総務経費で、平成30年度国庫負担金確定に伴う過年度返還金の追加です。

2目児童措置費、補正額55万円の追加です。児童手当支給経費で、マイナンバーの情報連携に伴う児童手当システム改修経費を追加するものです。

3目保育所費、補正額62万7,000円の追加です。国の新型コロナウイルス感染症対策の保育体制強化事業によるもので、清掃業務等を行う職員の配置経費について、いちい保育園に補助するものです。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額225万円の追加です。母子保健事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、妊婦が安心して出産できるよう、健診の際のタクシー利用や感染症対策に必要な物品購入などの支援を目的に、妊婦1人につき50,000円の支援金を給付するものです。

4目病院費、補正額1,107万1,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時診察室の開設費用などを繰出すものです。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額691万3,000円の追加です。担い手育成対策事業で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金として、国の融資事業による農業機械導入予定者1名分の補助金を追加するものです。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額2,831万1,000円の追加です。緊急経済支援事業で、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯の経済的負担軽減と本町経済の活性化を目的に、18歳までの子ども1人につき1万円、さらに、ひとり親世帯に対して3万円の商品券を配布する「子育て応援チケット事業」、そして、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた町内飲食店の経営支援を目的に、全町民を対象に5,000円の飲食券を3,000円で販売する「飲食店応援チケット事業」に要する経費として、2事業分、2,831万1,000円を追加するものです。次ページにまいります。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額2,794万5,000円の追加です。町道管理経費で、幌向運河河道掘削工事について、事業許可額が増額となったことから、予定の事業区間を延長するものです。

3項2目公園費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

4項1目住宅管理費補正額158万4,000円の追加です。道公営住宅受託管理事業で、柳陽団地道営住宅の老朽化した電気温水器4

台を更新するものです。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額7,144万6,000円の追加です。次ページにかけて、新型コロナウイルス感染症対策として、大学生等生活支援金給付事業はアルバイト収入の減少など、経済的な影響を受けている大学生等の学びの継続を支援することを目的に、自宅外で生活している学生に5万円、自宅で生活している学生には3万円を給付するため、1,110万円を追加するものです。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は、国のGIGAスクール構想を踏まえた、校内LAN環境や児童生徒・教職員が利用するICT環境などの整備に係る経費として、6,034万6,000円を追加するものです。

4項4目文化振興費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、歳入の説明を行います。11ページをごらんください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額236万3,000円の追加です。4節介護保険国庫負担金、低所得者保険料軽減割合の基準改正に伴い、国の負担分を追加するものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額7,729万4,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

2目民生費国庫補助金 補正額67万9,000円の追加です。2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金36万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金31万3,000円を追加するものです。

5目教育費国庫補助金、補正額2,348万7,000円の追加です。3節教育総務費国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金で、国のGIGAスクール構想を踏まえた環境整備に係る補助金です。

16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額118万2,000円の追加です。5節介護保険道負担金、低所得者保険料軽減割合の基準改正に伴い、道の負担分を追加するものです。

2目土木費道負担金、補正額158万4,000円の追加です。道営住宅管理事業に係る負担金です。次ページにまいります。

2項2目民生費道補助金、補正額15万6,000円の追加です。6節児童福祉費道補助金、保育対策総合支援事業費補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額691万3,000円の追加です。1節農業費道補助金、強い農業づくり事業補助金です。

17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額3,900万円の追加です。1節土地建物売払収入で、南幌工業団地工業用地を北広島市に本社を置く、株式会社三和重機に売却したものです。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,734万9,000円の減額です。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入5項5目雑入、補正額900万円の追加です。1節雑入で、飲食店応援チケット事業に係る販売収入です。

22款町債1項5目土木債、補正額2,790万円の追加です。1節道路整備事業債、幌向運河河道掘削事業に係る起債です。

8目教育債、補正額1,230万円の追加です。1節教育施設整備事業債、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る起債です。

以上、歳入歳出それぞれ1億7,450万9,000円を追加し、補正後の総額を80億3,758万4,000円とするものです。

次に、地方債補正の説明をします。6ページをごらんください。

第2表 地方債補正 追加分です。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業について、新たに追加するものです。なお、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。

変更分です。幌向運河河道掘削事業について、事業費の増額により、限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

病院事務長。

それでは、議案第44号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の説明をいたします。3ページをごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款病院事業収益2項4目他会計繰入金、補正額332万9,000円の増額、新型コロナウイルス感染予防対策事業医療器具等の購入分として一般会計から繰入を行うものでございます。

次に、支出について説明いたします。1款病院事業費用1項2目材料費、補正額71万円の増額でございます。4節医療消耗備品では、非接触式体温計、パルスオキシメーター駆血帯など、感染症専用診察室設置に伴う医療消耗備品を購入するものでございます。

3目経費では、補正額261万9,000円の増額でございます。6節消耗備品では、隔離用パーテーション、オゾン脱臭機、ケアスロープ等の購入費として250万1,000円の増額、11節修繕費では、感染症専用診察室電源工事費として11万8,000円の増額でございます。次ページにまいります。

次に、資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。1款資本的収入2項1目繰入金、774万2,000円の増額です。増額の主なものは、2節一般会計繰入金で、新型コロナウイルス感染予防対策事業のため感染症専用診察室2棟の設置や隔離病棟用入院ベッド、ベッドサイドモニター、ストレッチャー等の購入分として一般会計から繰入を行うものでございます。

議 長  
病院事務長

次に、支出について御説明いたします。1款資本的支出1項1目固定資産購入費、774万2,000円の増額でございます。支出の主なものは、1節器械及び備品購入費で、新型コロナウイルス感染予防対策事業に係る医療機器及び備品購入をするもので、感染症専用診察室用スーパーハウスの購入、点滴チェアベッド、ストレッチャー、診察机、隔離病棟用にリモートコントロールベッド、ベッドサイドモニター等を購入するものでございます。1ページにお戻りください。

第2条 病院事業会計予算、第3条で定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を7億751万3,000円、病院事業費用の総額を6億9,489万6,000円に改めるものでございます。

次に、第3条 病院事業会計予算第4条で定めた資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を1億560万2,000円、資本的支出の総額を1億1,823万7,000円に改めるものでございます。資本的収入が資本的支出に対し、不足する額1,263万5,000円は、損益勘定留保資金より補てんするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

保健福祉課長。

議長  
保健福祉課長

それでは、議案第45号 令和2年度 南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

6款 諸支出金1項1目第1号被保険者還付金、補正額10万円の追加でございます。22節償還金利子および割引料、保険料還付金及び加算金で10万円の追加。新型コロナウイルスに係る介護保険料減免に伴う還付金を見込み追加するものです。

歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額472万6,000円の減額でございます。1節現年度分、第1号被保険者介護保険料で、472万6,000円の減額。低所得者保険料軽減基準割合の改正に伴う減額でございます。

次に、6款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額472万6,000円の追加でございます。1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金で472万6,000円の追加。低所得者の保険料軽減を行うに当たり不足する第1号被保険者保険料に充てるものでございます。

続いて、2項1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額10万円の追加でございます。新型コロナウイルスに係る保険料還付金追加に伴い、基金から繰入を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の総額を8億29万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑はありませんので、議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号 令和2年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑はありませんので、議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号 令和2年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

8番 菅原です。4ページの支出についてお伺いいたします。まず最初に、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、本町は指定病院にはなっていないというお答えがありました。その中で特別臨時診察室を設けるということで、その使い分け、用途ですね、それをお伺いいたします。

それと今現在裏のほうに、先日も新聞報道にもありましたようにコンテナが一つあります。それと、今お話がありましたように、もう1棟付けるのかなと思いますけれども、その用途をお伺いいたします。それと関連ですけれども、医師、看護師、そのコンテナに入られる医師、看護師の防護服はどのようにされるのか。失礼しました。スーパーハウスについてお伺いいたします。それとですね、医師、看護師の防護服をどのようにされるのか。今、大変ニュースなんかでも毎日のように報道されていますけれども、それをその院内感染を防ぐためには、何ていうんですかね重装備をして、それから中に入る時も消毒も含めまして、かなりの対策をされているようでございます。それでレッドゾーン、イエローゾーンなどの住み分け、歩き方などもされているようですけれども、そこをどのようにされるのか。

それと、先ほどスーパーハウスのことをお聞きしましたけれども、今はお電話にて受け付けますけれども、その中でも受け付けられる患者さん、それから受け付けられない患者さんがいられると聞いております。今後はその方々に対して、どのようなことをされるのか。このスーパーハウスを作ることによって、今後、抗体検査なども含めましてできることは町立病院でされていくおつもりなのかをお伺いいたします。以上です。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

ただいまの菅原議員の質問についてお答えいたします。まず、指定病院の関係ですね。この指定病院というのは、まず重症化した患者が完全隔離の状況で入院できる病院が指定病院という形になってござい



ます。当院については今、完全隔離ができませんので、一般病院の中で受け入れをしている病院という位置付けになります。それで、一般に受け入れしてる病院というのは、実は唯一、公的病院だけがやっています、民間では今、例えば上気道の症状があるとか、そういった患者さんについてはもう門前払いの状況でございます。当院としては、そういった町民の方が出ると大変困るということで、いかなる症状についても症状を聞いて受け入れるようにはしてございますので、そのために今回、完全隔離する、院内の中に感染者を入れないということで、一般の受診者と完全分離させる上です、今回スーパーハウス2棟を置いて、そこを診察室として診療を行うということにしております。

それから、裏に今現在、リースでお借りしている1棟がございます。これが実は7月一杯でリースが切れるものですから、その後、今回の予算の中で新たに2棟を設置するということにしております。この2棟というのは、1棟については診察室、それからもう1棟については、待合室と医師・看護師が防護服に着替えをする着替え所という形で設置をさせていただきたいということで考えております。現在は、救急処置室の中で着替えをして、外来の廊下を歩いて外へ行くという形ですので、必ずしもその防護服を着て一般外来のところを通るのがどうかということで、完全に外のスーパーハウス1棟で着替えていただいてそのまま診察室に入り、終わってからその防護服は既にもう感染したものですから、それを完全にまたほかにうつらないように、きちっとした感染予防の処置する箱がありますからその中に、そこで脱いで院内には持ち込まないというふうにさせていただければなということで考えてございます。

それから、医師・看護師の防護服の関係ですけど、コロナの対策が強く言われる前から、当院については十数着を用意してございました。あとそれに加えて、簡易なエプロン式の防護衣もありますので、かなりの数のストックがございました。現在も、そこそこは業者のほうから購入したり、あと寄付で相当数寄附をいただいたりということでございますので、今現在は、この防護服については足りているような状況でございます。

それから、レッドゾーンの関係ですね。こういう症状がある方から電話をしていただいて、それで症状があるかどうか聞き取りを行っています。当院としては、玄関のロビーを入れてすぐから症状のある方はレッドゾーンに入らせていただくという形で、院内には入らないで裏のスーパーハウスのほうに行かせていただいています。そこで診察を受けて、受けた後もそこで待っていただく。そして、保健所からの指示があるまでそこで待機してもらいます。完全に一般の受診者と分けるような感じで、入ってすぐにレッドゾーンという形で敷いてございます。

それから、電話で何か受付する方、されない方ということなんです

が、基本的には、うちは電話が来て、いかなる重症な症状があっても、うちの場合についてドクターは受け付けております。それで先日もあったんですけど、肺炎の症状があって、CRPも20. なんぼというものすごい高い炎症度を示している方がおまして、それも受け付けて保健所とドクター・トゥ・ドクターで相談をし、その方については岩見沢市立病院へ転院となっております。いかなる患者についても当院としては受け付けないということはしていませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

抗体検査等のことですが、今、抗体検査については、今やっているCRPというのは抗原抽出検査という、抗原があるかどうかというのを調べる検査で、これからかかった方を検査するのが抗体検査なんです。その抗体検査については、今はキットがありますが、まだ一般化されていないというのが現状です。それで今、一部のクリニックでは、保険診療ではなくて自費で抗体検査をやっています。本人負担で約1万5,000円かかるということで聞いています。当院としては、なるべく保険適用されてから検討しようということで考えております。近年のテレビ等で見ていると、CRP検査も、一般の病院のほうに降ろすような考えもあるということを知っていますので、町民の不安解消のために、当院でもCRP検査だとか、あと抗体検査、それを導入していければということで今、医療安全委員会の中で打ち合わせをしてございます。以上です。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

8番 菅原です。今、丁寧な御説明をいただき、その中で何点かまたお聞きしたいと思ひます。現在、裏にあるコンテナを基準としまして、大きさはどのぐらいの大きさなのかということを知りたいと思ひます。スーパーハウスですね。

この中もこれから夏に向けまして、7月、8月、9月ぐらいまで北海道は大変暑くなりますけれども、30度超えの日も何日かあるかと思ひます。熱があつて具合の悪い患者さん、それから医師、看護師の方も、それから、その方々のエアコン設備というんですかね、今は簡易なものも売っていますから、そういうものを入れることができるのかどうか、それが1点。

それと、先ほど大きさとかをお伺ひしましたがけれども、もう一つのほうは患者さんの待合室、それから先生方の着替えと大変、用途を使われるのかなと思ひますけれども、これ、先生が出られた後、それから患者さんが出られた後、日によっては何回か出入りがあるかと思ひますけれども、これもやはり保菌対策、除菌対策をきちんとしなければいけないと私は思ひますけれども、その先生がそこで着替えをされるということに、ちょっと私は危惧を抱いております。それで今、防護服につきましても、10着ありますということですがけれども、私もあんまり詳しくはないですけれども、テレビ報道でしか私はわからないんですが、その防護服につきましても、各病院で脱ぎ捨て、使い捨

てを使われているようなんですが、この10着というのを使い捨てのことを指しているのか、それともまた全く別の、マスクにしましてもすごい頑丈なマスクなどもありますから、そういうことを指しているのか、そこのところを1点お伺いいたします。暑さ対策と防護服につきまして、それとコンテナの大きさですね。以上です。

議 長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

お答えします。まず1点目の大きさですが、コンテナにつきましては、入り口が二つ、それから窓が二つ付きまして、大きさについては約8畳ほどの大きさのものを2棟購入したいと考えております。

それから、その中の暑さ対策ですけど、一応診察室には家庭用のエアコンを設置する用意がございます。というのは、これからやはり議員言われたとおり、暑さが非常に厳しくなってきますので、エアコンと冷暖房を兼ねたエアコンを設置する予定でございます。それから、次に、消毒の関係ですね。当然今もそうなんですけど、診察が終わったら、診察室というのは全部消毒液で消毒をして、ある一定の時間を置いてから次の患者さんを入れるという形にしていますので、その辺の消毒は徹底してございますので、安心していただいて結構だと思います。

それから、防護服の関係ですけど、10着というのは当初うちのほうで持っていた数が10着ということで、現在は100着ぐらいの在庫がございますので、十分ではないかと思えます。それから、最近になりまして、業者のほうから、少しずつではございますけど納品がございまして、まずまず足りているのかなということで考えてございます。あとは、コンテナの中で着替えして、汚染物質ですね、それなんですけど、今だいたい見ていると、やはり診察室にそのまま患者さんは入ってきますので、1棟は丸々空いているんですよ。空くような感じですので、当然患者さんが待っている場合については、そこで着替えはしませんので、患者さんが次に入っていないとなると、そこで着替えをして汚染物質を集荷するという形になります。その辺は、その時々を見て、使い分けていきたいなということで考えてございます。以上です。

議 長  
志賀浦議員

ほかにありませんか。

5番 志賀浦 学議員。

5番 志賀浦です。今いろいろ聞かれた中で、だいたい理解はしたんですけども、先ほど言ったように、何か電話対応で1件対応できたという話がありましたが、例えば、先ほどちょっと言ったのは、保健福祉課のほうの地域包括支援センターと病院とで、2月から6月ぐらいまでのぐらいの件数の相談があったのか教えていただきたい。

もれなく対応しているという話を聞くんですけど、私のほうには苦情も来ているんですよ。電話対応で保健所に連絡してくださいという話です。それで保健所に電話したらつながらないという状況です。仕方がなくて、翌々日ぐらいに、ほかの町の病院に行きましたと、肺

炎傾向があったということで数日入院したという。それでまた、コロナではなかったからよかったんですけども、そういう話も聞いております。件数がどのぐらいあって、全部に本当に対応できているのか、その辺ちょっと伺いたします。

議長  
病院事務長

病院事務長。

ただいまの質問にお答えいたします。対応の件数ですけど、これまでコロナウイルスが騒がれてから現在まで、だいたい対応の数は病院で20件、保健福祉課で5件ということになってございます。病院の中で、この20件の中で、PCR検査を実際に保健所と連絡しながら行ったのが7件でございます。あとの13件は症状、それから当院で胸部のX線とかCTを撮った時に肺炎の症状がないということで、保健所の指示でPCR検査は要らないということで指示があった件数が13件です。

それから、今御指摘の保健所に電話をしてくれと、ほかの病院に行ったというのは、ちょっと申し訳ないですが、私どもは把握してございませんでした。もし、そういうことがあるのであれば、今後注意して、電話を受ける職員だとか窓口にもお伝えしておきます。以上です。

議長  
志賀浦議員  
(再質問)

5番 志賀浦 学議員。

件数が20件のうち5件ということで、件数をおさえていることは良いことかと思っています。そのうち7件がPCR検査に行ったと。だから苦情がきたところは、そうしたら違うのかなという気がしないでもないんですけど、これはまた私のほうで聞いておきます。聞いておきますけども、そういう苦情があった事実があったということで押さえてほしいと思います。

あと、受付というか窓口のほうで、例えばそういう相談窓口があったときには、例えば、看護師長が最初にそこで対応するとか、先生が直接対応するとか、例えば、院内の中に感染症に対する理解のあるチームがしっかりしているのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

議長  
病院事務長  
(再答弁)

病院事務長。

対策チームの関係ですけど、4月から看護副師長が任命されたので、現在のところは、窓口でそういった症状があるとか、あと電話で上気道の症状があるとかと言いますと、すぐに看護副師長のほうと変わって容体を聞き取っています。看護師長のほうが担当ドクターに話をつなぎまして、当院に来てもらうか、あと保健所と連絡をして違う病院に移ってもらうかと、そういう流れで行っています。それで、対策チームとしては、窓口から受付、それから地域連携の数名がおりますが、そちらとも情報共有して、なるべく詳しく窓口で症状を聞いて、適切な診療ができるように、チーム全体で情報を共有してございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第44号についての質疑を終結いた

します。

次に、議案第45号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第45号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第42号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第43号 令和2年度南幌町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第44号 令和2年度南幌町病院有会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第45号 令和2年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

場内時計で、1時15分まで休憩といたします。

（午後12時02分）

（午後 1時15分）

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第46号から日程10 議案第47号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第46号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

●日程10 議案第47号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上、2議案を一括して議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました 議案第46号から議案第47号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第46号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を規定するため、本案を提案するものです。

次に、議案第47号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、傷病手当金の追加、歳入では、保険給付費等交付金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,282万4,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第46号及び議案第47号の2議案について、御説明申し上げます。

初めに、議案第46号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができず、給与等の支払を受けることができなくなった場合において、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

それでは別途配布しています、議案第46号資料 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。左側が改正後の新条例であり、今回の改正は、現行条例の附則第18項の次に6項を加える改正内容となっております。

まず、第19項については、対象者及び支給要件の規定で、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルスの感染等により、労務に服することができなくなった場合は、労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日以降の、就労不能日数に係る傷病手当金を支給するとしています。

次に、第20項は支給額の規定で、傷病手当金の額は、1日につき、直近3カ月間の給与等の収入額を、就労日数で除した額の3分の2に相当する金額としており、健康保険法に定める標準報酬月額等級の最高等級の場合における額の3分の2の額を上限額としています。

なお、この上限額については、令和2年3月現在で3万887円でございます。次ページにまいります

第21項は支給期間の規定で、支給期間は1年6か月を超えないも

のとしています。

次に、第22項から第24項については、傷病手当金と給与等との調整の規定で、傷病手当金が支給される期間において、給与等の支払いを受けることができる者に対しては、傷病手当金の支給調整を行うとしています。

最後に、附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日の規定です。この条例は公布の日から施行する。

第2項は、この条例の適用区分を規定するもので、ここでいう規則で定める日というのは、令和2年9月30日でございます。

続きまして、議案第47号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

初めに、歳出の説明をします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項6目傷病手当金は目を新設し 補正額30万円の追加です。新型コロナウイルスの感染等により、労務に服することができなくなった被保険者に対して、申請により傷病手当金を給付するため追加するものです。なお、補正額の算定にあたっては、国から示された係数等により算出しています。

次に、歳入の説明をします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金 補正額30万円の追加です。歳出で説明しました、傷病手当金については、全額特別調整交付金で措置されることから、歳出と同額の30万円を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ、30万円を追加し、補正後の総額を10億2,282万4,000円とするものです。

以上で、議案第46号、議案第47号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第46号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第46号については質疑を終結いたします。

次に、議案第47号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第47号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第46号 南幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第47号 令和2年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

このたびの町税条例の一部改正は、3月31日に公布された地方税法等の一部改正で、10月1日以後に施行される規定、並びに、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、4月30日に公布された地方税法等の一部改正規定について行うものでございます。地方税法等の一部改正により、町税条例の改正を施行期日等の関係から、3条建てとしております。

第1条の主な改正は、葉巻たばこの課税方式の見直し、新型コロナウイルスに係る特例措置に伴う規定の整備でございます。

第2条の主な改正は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、葉巻たばこの課税方式の見直し、新型コロナウイルスに係る特例措置に伴う規定の整備でございます。

第3条の主な改正は、法人税における連結納税制度の見直しに係る規定の整備でございます。

それでは、別途配布しました議案第48号資料 町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条の改正でございます。第94条は「たばこ税の課税標準」



に関する規定で、法改正に伴い、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、規定するものでございます。

続いて、2ページ、制定附則、第10条は、「読替規定」で、新型コロナウイルスの措置に係る法改正に伴い、引用条をくわえるもので、一定の中小事業者等が所有し、事業の用に供する一定の家屋及び償却資産について、平成3年度分の固定資産税の課税標準に零又は2分の1を乗じる特例措置を講ずるものでございます。

第15条の2は「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、新型コロナウイルスの措置に係る法改正に伴い、臨時的軽減の適用期限を6月延長するものでございます。

第23条は「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続」に関する規定で、条例に委任している事項の細目を定める規定を追加するもので、徴収猶予の取下げとみなす期間に係るものでございます。

続きまして、3ページ、第2条による改正についてご説明します。第24条は「個人の町民税の非課税の範囲」に関する規定で、法改正に伴い、夫の寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものでございます。

第34条の2は「所得控除」に関する規定で、法改正に伴い、ひとり親控除を追加する等の所要の措置でございます。

4ページにかけての第36条の2は、法改正に伴い、引用項を改めるものでございます。4ページ下段の第94条は「たばこ税の課税標準」に関する規定で、法改正に伴い、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の2段階目の改正でございます。

続いて、5ページ、制定附則、第3条の2及び次ページ第4条は延滞金に関する規定で、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う、規定の整備でございます。

続いて、6ページ下段、第10条は、法改正に伴い、引用条を改めるものでございます。

7ページ、第17条及び次ページにかけての第17条の2は町民税の課税の特例に関する規定で、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う、規定の整備でございます。

続いて、8ページ、第24条は「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」に関する規定で、法改正に伴い、条例に委任している事項の細目を定めるもので、入場料金等払戻請求権の放棄規定の適用に係る規定の追加でございます。

第25条は「新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例」に関する規定で、地方税法の追加に伴い、適用期限を令和16年度分まで延長する、規定の追加でございます。

続きまして、9ページ、第3条による改正について御説明します。第19条は延滞金に関する規定で、法改正に伴い引用項、字句を改めるものでございます。

続いて、10ページ、第20条は条例の項の削除に伴うもの等でございます。

第23条は「町民税の納税義務者等」に関する規定で、法改正に伴い略称規定の追加等の整備を行うものでございます。

下段、第31条から19ページにかけての第52条までは、法人に係る規定で、法人税法において通算法人ごとに申告を行うこととすること等に伴う規定の整備でございます。

続いて、19ページ、制定附則。第3条の2第2項は、法改正に伴い、引用項を削るものでございます。

続きまして、20ページ、改正附則でございます。

第1条は「施行期日」を規定するものでございます。公布の日、並びに10月1日以後、記載の施行日となります。

第2条は「延滞金に関する経過措置」を規定するものでございます。

第3条及び次ページ第4条は「町民税に関する経過措置」を規定するものでございます。

21ページ、下段の第5条及び第6条は「町たばこ税に関する経過措置」を規定するものでございます。

以上で議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声) それでは採決いたします。

議案第48号 町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第49号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第49号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第49号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号通知カードが廃止となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは別途配布しています、議案第49号資料 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分でございます。

個人番号通知カードの廃止に伴い、第2条第12号「個人番号通知カードの再交付手数料 1件につき500円」を削除し、第13号から第32号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

最後に、附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第49号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第50号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第50号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、議案第50号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、当町には、該当施設はありませんが条例を整備しているものでございます。この度の改正は、子ども子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針を受け、国

の基準省令が改正されたものです。

別途配布いたしました議案第50号資料の新旧対照表にて、御説明いたします。左側が新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第6条では、家庭的保育事業者等と保育所等との連携について規定しています。第4項の保育所等との連携では、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要であると明確化するために、第1号と2号を加えるものです。次の第5項では、第4項第2号を加えたことによる条文の整理です。2ページにまいります。

第23条第2項第2号は、条文の整理です。

次の第37条の居宅訪問型保育事業では、第1号から第5号に保育を提供できる対象を規定していますが、第4号に保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の実施が可能であることを明確化するために加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第50号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を終了し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程14 議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、認定こども園や保育所及び小規模保育事業や事業所内保育事業などの運営基準について国の基準を踏まえて市町村が条例を定めているもので、この度の改正は、先に説明しました議案第50号と同様に対応方針に沿った見直しによるものです。

別途配布いたしました議案第51号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改新条例、右側が旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第42条では、地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携について規定しています。第4号の特定教育・保育施設等との連携では、さまざまな対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保は不要であると明確化するために、第1号と第2号を加えるものです。

2ページの第5項では、第4項第2号を加えたことによる条文の整理です。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第51号の説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

議案第51号 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 議案第52号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第52号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは 議案第52号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

この条例は、学童保育事業の設備及び運営基準について国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。

この度は、放課後児童支援員の研修機会の拡大と職員の経過措置について改正するものです。

別途配布いたしました議案第52号資料の新旧対照表にて、御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第9条については各号において、放課後児童支援に係る職員の基礎資格等を規定しており、この度改正する第3項では、放課後児童支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了しなければならないとされておりましたが、この度の改正により、研修実施者として中核市の長が実施できることとなったため加えるものであります。

附則として、第2条、職員の経過措置では、放課後児童支援員の規定の適用を令和7年3月31日まで経過措置を設けるものです。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第52号についての説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第52号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第53号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第53号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第53号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を加える必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは別途配布しています、議案第53号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分でございます。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に、第8号として広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第53号 南幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第54号 国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第54号 国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の地域医療構想を踏まえ、病床数の削減と病床機能の転換を図るため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

それでは、議案第54号 国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、国の地域医療構想を踏まえ、病床数の削減と病床機能の転換を図るもので、一般病床のみの60床へ転換し、効率的で収

益性の高い病床へと転換をするものでございます。

別途配布してあります議案第54号資料、国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が改正前、左側が改正後、アンダーライン部分が改正部分でございます。

国民健康保険町立南幌病院条例第2条第3項第1号中、26床を60床に改め、同項第2号を削除する。

附則として、この条例は、令和2年8月1日から施行する。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第54号 国民健康保険町立南幌病院条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第50号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長 (朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第55号 農業委員会委員の任命につきましては、現農業委員の任期満了に伴い、地域や団体からの推薦などによる候補者を評価する南幌町農業委員候補者評価委員会の結果を踏まえ、12名を任命いたしたく、議会の同意を求めます。御同意賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長 本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第50号 農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程19 報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。



町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告につきましては、南幌町債権管理条例第15条第2項の規定により、報告するものです。  
議 長 詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。  
税務課長 内容の説明を求めます。税務課長。  
報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について御説明いたします。  
本報告は、南幌町債権管理条例第15条第1項に基づき、放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により報告するものでございます。  
それでは、別途配布しました報告第2号資料 放棄した非強制徴収公債権等の報告について 令和元年度債権放棄調書で御説明いたします。左から債権の名称、放棄した事由、人数、件数、金額、放棄の時期でございます。  
上から公営住宅使用料、事由別では、時効期間経過1名3件9,793円。生活困窮状態2名60件145万9,145円。債務者死亡1名1件9,087円で、合計は4名64件147万8,025円でございます。  
次に、学校給食費、時効期間経過21名241件109万24円、生活困窮状態3名56件33万9,960円。債務者死亡4名54件23万164円で、合計は28名、351件、166万148円でございます。  
次に、町立南幌病院診療費、時効期間経過17名、20件、11万9,939円。生活困窮状態3名7件20万3,784円。債務者死亡4名14件65万4,328円。債務者居所不明1名1件1万690円で、合計は25名42件98万8,741円でございます。  
総合計は、債権者数57名、債権の件数457件、債権の額412万6,914円で、放棄の時期は、いずれも令和2年3月31日でございます。  
以上で、報告第2号の説明を終わります。  
議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声)  
御質疑がありませんので質疑を終結いたします。  
報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告については報告済みといたします。  
●日程20 報告第3号 令和元年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。  
町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました報告第3号 令和元年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第14

6 条第 2 項の規定により、報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第 3 号、令和元年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。次ページをごらん願います。

今回御報告する繰越明許費につきましては、本年 3 月第 1 回議会定例会において議決をいただいているものでございます。内容といたしましては、5 款農林水産業費 1 項農業費、事業名 農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額 5 8 0 万円。国の補正による、鶴城 1 期地区及び鶴城 2 期地区に係るパワーアップ事業分となります。令和元年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものです。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第 3 号 令和元年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

●日程 2 1 発議第 7 号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3 委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程 1 発議第 8 号から追加日程 3 発議第 1 0 号の 3 議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いませんか。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、追加日程 1 発議第 8 号から追加日程 3 発議第 1 0 号までの 3 議案を追加いたします。

●追加日程 1 発議第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6 番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

本間議員  
議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第8号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第9号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 新たな基本計画における農村振興の強化を意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第10号 介護負担増計画の凍結を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声) 御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第10号 介護負担増計画の凍結を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたします

本間議員  
議長

熊木議員  
議長

した。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本定例会はただいまをもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時 2 0 分)